



「扶養の範囲」の変更について

令和7年、所得税と社会保険のルールが変更され、それぞれの扶養の範囲が変わることになりました。年末調整が近づいたこの時期に、変更後の「扶養の範囲」を確認しておきましょう。

☆本紙の内容は、「各人の収入が給与所得のみ」であることを前提としています。
また、配偶者の扶養に関する部分は「夫が妻を扶養している」ケースで説明し、
19歳～22歳の家族の扶養に関する部分は「親が子を扶養している」ケースで説明しています。

まずはコシを把握！

Point1：所得税と社会保険では、扶養の範囲となる収入要件等が異なる

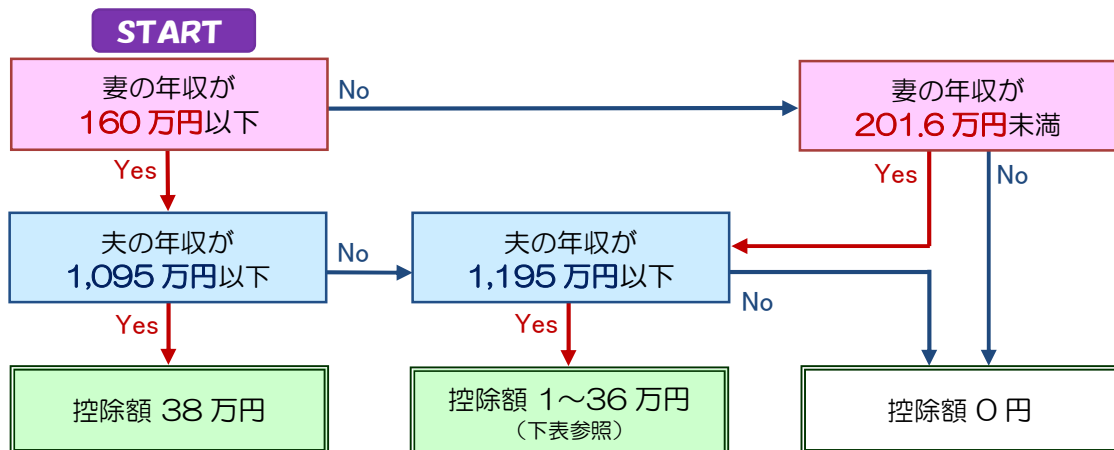
●「所得税の扶養」と「社会保険の扶養」の違い●

	所得税	社会保険
扶養の範囲となる収入要件	配偶者 ❖ 妻の年収が 123万円以下 夫の年収が 1,195万円以下 ⇒ 配偶者控除の対象 ❖ 妻の年収が 123万円超 201.6万円未満 夫の年収が 1,195万円以下 ⇒ 配偶者特別控除の対象	❖ 家族の年収が 130万円未満^{※1}、かつ、従業員の年収の2分の1未満^{※2} ※1：60歳以上の家族は180万円未満。 ※2：家族の年収が従業員の年収の2分の1以上であっても、従業員の年収より低額である場合は、扶養認定されることがあります。
	配偶者以外 ❖ 家族の年収が 123万円以下 ⇒ 扶養控除の対象 ❖ 19歳～22歳[※]の子で、年収が 123万円超 188万円以下 ⇒ 特定親族特別控除の対象 ※12月31日時点の年齢で判定します。	
「収入」の考え方	❖ 年収 ＝ 1月～12月の収入の合計額 ❖ 通勤手当の取り扱い ・非課税通勤手当は収入から除かれる ・課税通勤手当は収入に含まれる	❖ 年収 ＝ 扶養の認定を受ける時点の収入を年収に換算した額 ❖ 通勤手当の取り扱い ・通勤手当は全額が収入に含まれる（課税・非課税は関係ない）

フローチャートでチェック！

所得税

Point2：配偶者(特別)控除は、妻と夫の収入によって控除額が決まる



● 夫が受ける配偶者(特別)控除の額 ●

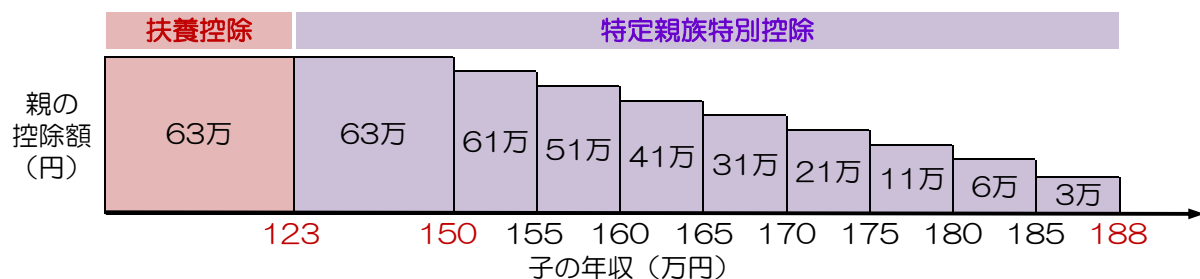
		夫の年収の目安			控除の 種類
		1,095万円以下	1,145万円以下	1,195万円以下	
妻の 年収の 目安	123万円以下	38万円 (48万円)	26万円 (32万円)	13万円 (16万円)	配偶者 控除
	123万円超 160万円以下	38万円	26万円	13万円	
	160万円超 165万円以下	36万円	24万円	12万円	配偶者 特別 控除
	165万円超 170万円以下	31万円	21万円	11万円	
	170万円超 175万円以下	26万円	18万円	9万円	
	175万円超 180万円以下	21万円	14万円	7万円	
	180万円超 185万円以下	16万円	11万円	6万円	
	185万円超 190.4万円未満	11万円	8万円	4万円	
	190.4万円以上 197.2万円未満	6万円	4万円	2万円	
	197.2万円以上 201.6万円未満	3万円	2万円	1万円	
	201.6万円以上	0円	0円	0円	

・()内は、妻が70歳以上の場合

新制度創設！

所得税

Point3：19歳～22歳の子は、年収188万円まで控除対象になる



* 次号では、社会保険の扶養の要件についてご説明します。

* あおぞらスタッフだより *

朝晩が冷え込むようになって、お布団、鍋料理、こたつ、暖かいものが恋しい季節になりました。個人的には寒くなると特におでんが食べたくなります。コンビニでも買えて手軽にすぐ食べられて、あたたかいお出汁にホッとします。最近「味噌おでん」という味噌味のおでんを教えてもらったので、今年はいろんな味つけで楽しんでみようと思います。[漆]

